

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 28 年 6 月 23 日現在

機関番号：32686

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2011～2015

課題番号：23320119

研究課題名(和文) コーパス言語学に基づく司法英語の活用発信型辞書の開発

研究課題名(英文) Developing a corpus-based production-oriented legal English dictionary

研究代表者

鳥飼 慎一郎 (TORIKAI, Shinichiro)

立教大学・異文化コミュニケーション学部・教授

研究者番号：90180207

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 10,700,000円

研究成果の概要(和文)：(1)司法英語で、どの一般的な語がどのような一般語義と専門語義とで使い分けがなされているのかを明らかにした。(2)一般的な語が一般語義と司法語義で使用される場合の文法形式の差と、その地域別、ジャンル別の頻度を明らかにした。(3)司法英語で用いられる独特な類義語、専門性の高い法律用語を数量的に明らかにした。(4)司法英語では、極めて基本的な動詞の目的語に司法英語の専門用語を持つてくる表現形式が特徴的である。この用法で使われる基本動詞、その目的語となる専門用語、コロケーションなどを地域別ジャンル別に分類し、典型的な用法とその使用頻度を明らかにした。

研究成果の概要(英文)：(1) We extracted 3183 legal definitions from 2806 words that are marked as law use in the Oxford English Dictionary (1989), and listed these 3183 legal senses used in these 2806 words. (2) We clarified quantitatively which grammatical structures are more often adopted as for some commonly used everyday words in legal discourse, how frequently these structures are used, and in which genre and region they are more commonly used. We showed some of these pieces of information as a sample form of legal English dictionary. (3) We clarified quantitatively how legal synonyms and technical terms are used differently in terms of meanings, collocations, grammatical structures, regions and genres. (4) We identified basic verbs which take highly technical terms as its object and the technical terms used with these basic verbs.

研究分野：英語教育学

キーワード：司法英語 発信型辞書 コーパス言語学 最高裁判例 ロージャーナル 契約書 ESP

### 1. 研究開始当初の背景

現在の世界の英語教育学の研究は、大量の言語データを収集してコーパスを構築し、コーパス言語学的手法を用いて統計学的に分析し、英語の語彙・文法分野における新たな知見を見出し、その成果を語彙・文法研究のみならず、広く英語教育一般の教材、教授法、辞書、文法書に反映させ、より現実の英語使用に即した英語教育を展開することが主流となっている。Longman Grammar of Spoken and Written English (1999)を初め COBUILD系、Longman系、Oxford系の数々の辞書、文法書あるいは教材はコーパス言語学のこのような研究成果が結実したものである。近年は目的別あるいは分野別の専門コーパスが数多く構築され、それぞれの分野における英語の言語学的研究に幅広く使われている。本研究は、司法の分野に特化した大規模専門コーパスを地域別（アメリカとイギリス）、ジャンル別（最高裁判例とロー・ジャーナルと契約書）に構築し、英語教育と英米法教育とを融合させた活用発信型の司法英語辞書を編集し、日本の司法英語教育に新たな境地を開かんとするプロジェクトである。

### 2. 研究の目的

英語圏の大学や大学院で法学、政治学、英米法や司法制度を専攻する日本人学生のために、活用発信型の司法英語辞書を、コーパス言語学的手法を用いて、ESPの視点から編集し、公表することを目的とする。従来の英米法の専門用語辞典は、専門用語の定義や語義には詳しいものの、その専門用語の実際の使い方は示していない。一般の英語辞書は、法律で使用される専門的な語義、文法・文型の説明が貧弱である。英米の法律や司法を学ぼうとする日本人は、専門英語の習得に多くの時間と労力を費やさねばならず、しかもその成果は個人の中に留まり、他の日本人に引き継がれ蓄積してゆくことはない。本研究は、最新のコーパス言語学と英米法の研究成果を融合させ、日本の将来を担う学生のために活用発信型の司法英語辞書を提供するものである。

### 3. 研究の方法

イギリスの最高裁判所判例 1,242,656 語、アメリカの最高裁判所判例 1,139,952 語をコーパス化した。更に英米の大学院における法律家養成課程の実態に鑑み、イギリスの代表的なロージャーナルを 1,135,346 語、アメリカのロージャーナルを 1,141,299 語コーパス化した。これによって司法英語の調査対象が大きく広がることとなった。

いくつかの英和辞書でパイロット調査を行い、最終的には *Oxford English Dictionary* (1989) で law use と表記されている全ての語 2806 語とそこで提示されている 3183 の司法の専門語義を抽出した。これによって一般英語が司法の専門語義で使用されている語が、

歴史的スパンで収集され、通時的、共時的語彙データが獲得されたことになった。

### 4. 研究成果

(1) 司法英語では一般的な語が一般的な語義と司法英語の専門的な語義とで使い分けられることが多いが、どの語がどのような一般語義と専門語義とで使い分けがなされているのかを *Oxford English Dictionary* (1989) を使って歴史的に抽出し、その語義を明らかにした。

(2) 一般的な語が一般語義と司法語義で使用されている場合、その典型的な文法形式が異なる場合が多い。各語の語義別にどの文法形式がどの程度の頻度で地域別、ジャンル別に使用されているのかをコーパス言語学を使って数量的に明らかにした。

(3) 司法英語では独特な類義語、専門性の高い法律用語が数多く使い分けられるが、その違いを語義だけでなく、コロケーション、文法形式、地域、ジャンル等の要素別に、コーパス言語学的手法を使いその違いを数量的に明らかにした。

(4) 司法英語では、極めて基本的な動詞の目的語に司法英語の専門用語を持ってくる表現形式が特徴的である。これは Jespersen (1942) の言う “light verb construction” に通じる用法である。この用法で使われる基本動詞、その目的語となる専門用語、コロケーションなどを地域別ジャンル別に分類し、典型的な用法とその使用頻度を明らかにした。

### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 21 件)

鳥飼慎一郎 「Synonyms in Legal Discourse: A Corpus-based Approach to a New Legal English Dictionary」『ことば・文化・コミュニケーション』(立教大学異文化コミュニケーション学部紀要) 7、pp. 37-63 (2015) (査読なし)

TAMARUYA Masayuki, New Legal English Dictionary: A Corpus-based Approach, *Rikkyo Law Review* vol. 92, pp. 27-56 (2015) (査読なし)

鳥飼慎一郎 「General English Words in English Legal Discourse」『ことば・文化・コミュニケーション』(立教大学異文化コミュニケーション学部紀要) 6、pp. 87-103 (2014) (査読なし)

溜笥将之 「信託の大航海時代：イングランドからの伝播と変容」『信託協会・信託研究奨励金論集』35号 39-62 頁(2014)(査読なし)

あり)

鳥飼慎一郎「Particle based “-edly” Adverbs in Legal Discourse」『ことば・文化・コミュニケーション』(立教大学異文化コミュニケーション学部紀要) 5、pp. 77-98 (2013) (査読なし)

TAMARUYA Masayuki, Transformation of Trust Ideas in Japan: Drafting of the Trust Act 1922, Rikkyo Law Review, vol. 88, pp. 97-114 (2013) (査読なし)

溜箭将之「連続講演・シンポジウム解題：物権と信託 イングランド法制史と比較法制史」立教法学 88 号 297(18)-294(21) 頁 (2013) (査読なし)

TAMARUYA Masayuki, Mixed Legal system from the Perspective of Japanese Trust Law, Comparative Law Journal, vol. 74, pp. 237-255 (2013) (査読あり)

溜箭将之「証券流通市場と民事責任(上)(下)」NBL995 号 27-39 頁、996 号 55-65 頁(2013) (査読あり)

溜箭将之「英米法・比較法のすすめ これからの日本と世界を担う皆さんへ」法学セミナー 699 号 42-46 頁(2013) (査読あり) 2012

鳥飼慎一郎「21 世紀において合衆国最高裁判所が辞書から定義を引用する基準」『アメリカ法』(日米法学会)2012-1、pp. 134-139 (2012) (査読あり)

TAMARUYA Masayuki, Securities Class Actions: Anglo-American Comparison and Cross-border Implications, European Business Law Review, vol. 23, issue 1, pp. 91-106 (2012) (査読あり)

溜箭将之「イギリス信託法を支えるもの：国内の改革と国際的変革と」立教法学 84 号 344-324 頁(2012) (査読なし)

鳥飼慎一郎「Lexico-Grammatical Analysis of American Legal Discourse over 200 Years」『ことば・文化・コミュニケーション』(立教大学異文化コミュニケーション学部紀要) 3、pp. 93-110 (2011) (査読なし)

溜箭将之「Jivraj v Hashwani [2011] UKSC 40 仲裁人の選任と雇用平等法制」JCA ジャーナル 653 号 18-39 頁 (2011) (査読あり)

溜箭将之「債務者財産凍結のための差止命令(マレヴァ・インジャンクション)の英米

比較 裁判官の権力と法の生成に関する一考察」立教法学 83 号 251-220 頁(2011) (査読なし)

〔学会発表〕(計 6 件)

TORIKAI Shinichiro・TAMARUYA Masayuki 「A Corpus-based Production-oriented Legal English Dictionary for Non-native English Speaking Law Students: To Enable Competition on an Equal Footing」ICAME 36, University of Trier (Trier, Austria) May 30, 2015

TAMARUYA Masayuki, Transplanting Western legal ideas onto the Japanese Custom of Inheritance: European Civil Code and Anglo-American Trust Law, at International Conference on Codification and Customary Law, University of Belgrade Faculty of Law (Belgrade, Serbia) March 16, 2015

TORIKAI Shinichiro・TAMARUYA Masayuki 「A Corpus-based Legal English Dictionary for Non-native English Speaking Law Professionals」International Society for Linguistics of English 3rd International Conference (University of Zurich) Zurich, Switzerland, 24 August, 2014

鳥飼慎一郎・溜箭将之 「司法英語における類義語をどう活用発信型辞書に記述すべきか」英語コーパス学会大会第 39 回大会(東北大学：宮城県仙台市) 2013 年 10 月 6 日

TAMARUYA Masayuki, Diffusion of Trust Ideas: From the Japanese Perspective, at Rikkyo University Symposium on The Idea of Trusts: Transformation and Diffusion 立教大学：東京都豊島区) September 15, 2012

鳥飼慎一郎・溜箭将之 「A comparison of English legal terms: the OED's “law” markings and the usage in the lawyers' discourse」大学英語教育学会第 51 回全国大会(愛知大学：愛知県豊橋市) 2012 年 9 月 2 日

〔図書〕(計 4 件)

鳥飼慎一郎・溜箭将之・Brett Cumming 金星堂『Legal Minds-15 Journeys in Law』2014, 105 頁

溜箭将之「外観法理による代理権(表見的代理権)」樋口範雄・佐久間毅編『現代の代理法 アメリカと日本』(弘文堂 2014) 56-94 頁所収

ニール・アンドリュース(溜箭将之訳)『イギリス民事手続法制』(法律文化社 2012)412頁

溜箭将之「§ 3.3 イギリスの捜査機関」「§ 3.7 アメリカの民事手続」「§ 4.7 懲罰的賠償」「§ 4.12 生殖補助医療と家族」越智啓太他編『法と心理学の事典』(朝倉書店 2011)46-47頁、54-55頁、72-73頁、82-83頁所収

〔その他〕  
ホームページ等

#### 6. 研究組織

##### (1) 研究代表者

鳥飼慎一郎 (TORIKAI, Shinichiro)  
立教大学・異文化コミュニケーション学部・教授  
研究者番号：90180207

##### (2) 研究分担者

溜箭将之 (TAMARUYA, Masayuki)  
立教大学・法学部・教授  
研究者番号：70323623

##### (3) 連携研究者

( )

研究者番号：